

事 務 連 絡
平成 2 9 年 1 0 月 6 日

介護予防訪問介護相当サービス（みなし指定）事業者
介護予防通所介護相当サービス（みなし指定）事業者 各位

高松市長 大 西 秀 人
（ 公 印 省 略 ）

介護予防訪問（通所）介護相当サービス（みなし指定）の指定更新の手続きについて（事務連絡）

平素は本市介護保険事業の円滑な運営に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）における介護予防訪問（通所）介護相当サービスの「みなし指定」を受けている事業所は、「みなし指定」の有効期間が平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとなっているため、指定更新の手続きを行う必要があります。指定更新の手続きについて以下のとおりお知らせします。

記

1 対象事業所

介護予防訪問介護相当サービス事業所（みなし指定）

平成 2 7 年 3 月 3 1 日の時点で介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所（現在 A 1 のサービスコードで請求を行っている事業所）。

介護予防通所介護相当サービス事業所（みなし指定）

平成 2 7 年 3 月 3 1 日の時点で介護予防通所介護の指定を受けていた事業所（現在 A 5 のサービスコードで請求を行っている事業所）。

※対象となる事業所は高松市 HP でも確認することができます。

掲載場所：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19292.html>

2 指定更新申請の受付期間

平成 2 9 年 1 1 月 1 日（水）から平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日（木）まで

差し替え等が必要となる場合を考慮し、できるだけ 1 1 月中に御提出いただくようお願い

いします。

3 提出方法

郵送又は持参（持参されたその場で確認等を希望される場合は、事前に日時の御予約をお願いします）。

提出先：高松市介護保険課 相談指導係（訪問介護担当又は通所介護担当宛）

4 提出書類

- ① 「様式第3号 指定（更新）申請書」
- ② 「付表1（介護予防訪問介護相当サービス）」又は「付表3-1（介護予防通所介護相当サービス）」
- ③ 「【更新申請】添付書類一覧（訪問）」又は「【更新書類】添付書類一覧（通所）」
- ④ 上記③に記載されている添付書類(③の「更新前届出内容からの変更の有無」欄で「無」を選択した書類は省略可)

掲載場所（①②③）：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/26589.html>

掲載場所（④の参考様式）：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19438.html>

5 指定更新手数料について

指定更新には、1件当たり10,000円の手数料が必要となります。

指定更新申請の受付後、納入通知書を法人宛に郵送（平成30年1月予定）いたしますので、記載されている納期限までに高松市指定金融機関等で納付してください。

6 指定更新の決定について

指定更新の決定後、指定更新通知書を法人宛に郵送（平成30年3月末ごろ予定）いたします。

7 指定更新後のサービスコードについて

みなし指定の「A1」「A5」のコードは、平成30年4月以降は使用できません。平成30年4月サービス提供分からは「A2」「A6」のコードで請求してください。

サービス名称	現サービスコード*	平成30年4月から
介護予防訪問介護相当サービス	A1(みなし指定)	A2
介護予防通所介護相当サービス	A5(みなし指定)	A6

介護保険請求ソフトを利用されている場合、単位数表マスタの取り込み等の作業が必要となる場合がありますので、ソフトウェアの提供元にお問い合わせください。

なお、高松市の「A2」「A6」のサービスコード表及び単位数表マスタ（CSV形式）は以下のページに掲載しています。

掲載場所：高松市 HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/26588.html>

※上記ページの⑫⑬に掲載。

8 注意事項

・定款の記載について

指定更新申請の際、申請者（法人）の定款及び法人登記簿の（事業）目的欄に以下のような記載がされている必要があります。定款及び法人登記簿の変更をまだ行っていない場合は、指定更新申請までに変更が完了するよう、早急に手続きを行っていただくようお願いします。

○株式会社や一般社団法人等の所管・監督官庁のない法人の場合

例 介護保険法に基づく第1号訪問（通所）事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

○医療法人や社会福祉法人等の所管・監督官庁のある法人の場合

定款に記載する文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁へ御確認をお願いします。

・他市の被保険者が利用している場合

みなし指定の効力は全国の市町村に及んでいますが、その効力は平成30年3月31日までであることから、他市の被保険者（市内に所在する施設の住所地特例適用被保険者を除く。以下同じ）に対して平成30年4月以降も引き続きサービスを提供するには、当該利用者の保険者市町村に対しても指定更新申請を行う必要があります。手続きの方法については、各市町村にお問い合わせください。

なお、平成30年4月（サービス提供分）以降、他市の被保険者の請求に係る介護報酬の1単位の単価は、当該利用者の保険者市町村の定める単価となりますので、各市町村に御確認ください。

・更新を希望しない場合

指定の更新を受けない事業所については、平成30年2月28日（水）までに介護予防訪問（通所）介護相当サービスの廃止届を提出してください。

・休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。

ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由を解消した上で、再開届を提出し、事業を再開すれば更新を受けることができます。

・指定更新申請後の変更、廃止、休止について

指定更新申請後に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

指定更新申請後、指定更新日までに事業所を廃止・休止することとなった場合は、指定の更新を受けることができません。廃止・休止届の提出の際、当該届の余白等に指定更新申請を取下げの旨を記載してください。

なお、その場合、納付済みの指定更新手数料は返還できませんので御了承ください。

お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電 話 (087) 839-2326 F A X (087) 839-2337